

1 主要経済指標 (佐賀県)

Table with columns for Year/Month, Population, Personal Consumption, Housing Construction, Public Works, Metal Industry, Finance/Employment, Corporate Bankruptcy, Consumer Price Index, Japanese Government Bonds, Hand-to-Hand Exchange, and Intra-Bank. Includes data for Heisei 3, 4, and Reiwa 5, 6.

(注) ○印は年度値。前月比、前年同月比の()は増減差。pは速報値、rは確報値または改定値。

- (1) 令和2年10月以降は、令和2年国勢調査(令和2年10月1日現在)の確報値を基礎とし、以降の動態の数値を加減して算出したもの。
(2) 従業員50人以上、売場面積1500㎡以上の百貨店、スーパーの販売額の合計。
(3) 普通車+小型四輪(軽自動車を含まない。)
(4) 季節調整済値。ただし、年計は原指数。前年同月比は原指数と比較したものである。
(5) 事業所規模30人以上。
令和4年1月分公表時から、令和2年を基準とした指数としている。
それに伴い、過去の数値も遡及計算されたものを掲載している。

- (6) 新規学卒者を除きパートを含む。年初めに季節調整計算が行われ、令和4年12月までは、改定値となっている。
前月比及び前年同月比は差(ポイント)を表す。年度分は原数値。
(7) 負債総額1,000万円以上。
(8) 令和3年7月公表分より令和2年を基準とした指数としている。
(9) 平成27年7月掲載分から、日本銀行佐賀事務所「佐賀県内銀行受払高時系列データ」による。
(10) 手形交換高は、電子交換への移行に伴い手形交換所が廃止されたため、令和4年11月2日までの集計である。
(11) 国内銀行銀行勘定(ゆうちょ銀行等を除く)。
佐賀県銀行協会の公表終了に伴い、令和5年3月掲載分から日本銀行福岡支店「預金貸出金残高統計/国内銀行」による。
なお、過去の数値も遡及修正している。

(全 国)

(全 国)

Table with columns: Year/Month, Population, Personal Consumption, Housing Construction, Equipment Investment, Public Works, Mining Industry, Wages/Employment, Corporate Bankruptcy, Trade, External Reserves, Price Index, M2, Hand-to-Hand Exchange, Domestic Bank Loans, and others. Includes data for Heisei 3, Heisei 4, Heisei 5, Reiwa 3, Reiwa 4, Reiwa 5, and Reiwa 6, along with month-over and year-over percentage changes.

(注) ○印は年度値。前月比、前年同月比の()は増減差。pは速報値、rは確報値または改定値。
(1) 令和2年10月以降は、令和2年国勢調査を基準として算出したもの。
(2) 従業員50人以上、売場面積1500㎡以上の百貨店、スーパーの販売額の合計。
(3) 二人以上の世帯1世帯の1か月当たり消費支出。
(4) 各年の指数は原指数。各月の指数は季節調整済指数。前年同月比は原指数を比較し、前月比は季節調整済指数を比較したものである。
(5) 厚生労働省が公表する平成29年1月分の確報から、事業規模別の区分が「30人以上」から「5人以上」に変更になったことを受けて同様の変更を行った。
令和4年1月分公表時から令和2年を基準とした指数としている。
それに伴い、過去の数値も遡及計算されたものを掲載している。
(6) 新規学卒者を除きパートを含む。年初めに季節調整計算が行われ、令和4年12月までは改定値となっている。前月比及び前年同月比は差(ポイント)を表す。年度分は原数値。

(7) 負債総額1,000万円以上。
(8) 月額は遡及訂正されることがある。
(9) 令和4年5月公表分より令和2年基準指数を適用。それに伴い、過去の数値も遡及計算されたものを掲載している。
(10) 令和3年7月公表分より令和2年を基準とした指数としている。
(11) 原則として前年分の確報データがそろった時点で、定例の季節調整替えが行われている。各年の数値は年平均の値。
(12) 手形交換高は、電子交換への移行に伴い手形交換所が廃止されたため、令和4年11月の数値は、手形交換所分(11月2日まで)と電子交換所分(11月4日以降)の単純合計。令和4年12月以降の数値は電子交換所分。令和4年の数値は手形交換所分と電子交換所分の単純合計。
なお、電子交換所移行後の統計には、一般的には次の内容も対象に含まれる。①法務大臣指定を受けていない手形交換所で交換されていた手形・小切手等、②交換取立に付されず、取立金融機関が支払金融機関の店頭で呈示していた手形・小切手等、③支払金融機関が遠隔地に存在するため取立金融機関が郵送により取立を行っていた手形・小切手等、④個別金融機関内で取立・支払を行う手形・小切手等